

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年5月25日(水) 14:30~14:50(20分)

(開催場所)

札幌開発建設部 4階1号会議室

(出席者)

当局側(札幌開発建設部)

渡辺 一寿(職員課長)、坂井 保(職員課長補佐)、
佐藤 恒敏(職員課上席総務専門官)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部札幌支部)

佐藤 小百合(部長)、伊藤 千晶(副部長)、
森岡 理恵(書記長)

(議題)

- 1 当部女性職員のVDT作業について
- 2 当部女性職員の宿舍の入居について
- 3 当部における庁舎の環境整備について
- 4 当部女性職員の検診について

(挨拶)

- 全北海道開発局労働組合婦人部札幌支部婦人部長から
 - ・ 3月の交渉の申し入れから2ヶ月が経過した。婦人部としては、本日の交渉に至るまで、常に交渉に対応できる体制を続けてきたつもりである。東北大震災の対応や、年度初めは業務の繁忙期といったこと等もあり、当局側の配慮もあったかもしれないが、それにしても申し入れから2ヶ月も経過していることは遺憾である。
 - ・ 労使の認識に相違がないように確認し合うことが必要である。今回の交渉までに時間を要したことにより、当局側が話を聞く姿勢をとらなかったといった誤解をされないように、真摯な対応を望みたい。
- 職員課長から
 - ・ 「新たな交渉の枠組みの考え方」が合意をされて以降、初めての全開発婦人部札幌支部との交渉であり、今後に向けて新たなスタートを切ることとなった。この間、労使双方がお互いに苦労してここまでたどり着いたが、新たな交渉の枠組みを取り決めるに至った経緯を十分に踏まえ、この新たなルールに則った健全な労使関係の構築に努めていく所存である。

(要求書に対する回答)

職員団体側から提出された要求書のうち、交渉議題として取り決めた4点について回答(別紙のとおり)。

(交渉概要)

【議題1: 当部女性職員のVDT作業について】

- 職員団体側から
 - ・ VDT作業に係る妊産婦の業務軽減の請求制度について、当局から管理者への周知を徹底してほしい。
 - ・ 一人一台パソコンがあたっている状況下で、業務繁忙期等については、VDT作業管理指針のとおり休憩時間を設けることが難しい状況にある。しかし、このような指

針があるということを職員に対して周知していくことは重要であると考えているので、引き続き周知徹底を行ってほしい。

○ 当局側から

- ・ VDT作業を含めた妊産婦の業務軽減については、本人からの請求があれば、適切に対応できる体制にある。今後も会議等の機会を通じて管理者に周知していきたい。
- ・ VDT作業管理指針は、職員本人が制度を理解する必要もあるので、電子掲示板等を活用しながら、より一層の周知を図っていきたい。

【議題2：当部女性職員の宿舎の入居について】

○ 職員団体側から

- ・ 今年度、新規採用された女性職員には寮が貸与されているようだが、今後についても、職員の希望があった場合には貸与するよう対応してほしい。

○ 当局側から

- ・ 現在のところ、当部においては、宿舎の入居を希望する女性職員は、全員入居できている状況である。今後についても引き続き、宿舎法や宿舎貸与運用基準の規定に基づき、希望する職員が入居できるように努めていきたい。

【議題3：当部における庁舎の環境整備について】

○ 職員団体側から

- ・ 当部庁舎の建物は古く、適温に保つことが難しいことは承知しているが、庁舎の環境については、今後も職員の声に耳を傾けてもらい、部分的にでも良いので解消して行ってほしい。
- ・ 分煙の状況については、本部のことは目に見えてくるが、現場の状況を把握できていないのではないかと。勤務時間外に、自席で喫煙するといったことがないように、現場の管理者に対して指導を徹底してもらいたい。また、本部2階の喫煙室のドアが開いたままになっていることを何度か確認しているので、喫煙ルールを徹底するよう対応してほしい。

○ 当局側から

- ・ 庁舎空調設備の構造等から細やかな温度調整が難しい面があるが、できる限り最適な温度が保たれるようにできる限り努め、今後とも必要な環境整備に努めていきたい。
- ・ 勤務時間外の自席での喫煙については承知していないが、受動喫煙防止等の観点から、そのようなことがないように管理者を通じて厳正に対応したい。また、2階の喫煙室については、ルールを周知するなど適切に対応したい。

【議題4：当部女性職員の検診について】

○ 職員団体側から

- ・ 乳がん・子宮がん検診については、厚生労働省の指針では2年に1回となっているが、女性のがん罹患者の5人に1人が乳がんという状況もあるため、希望する職員には毎年度受診できるように対応してほしい。また、今後についても、健康安全管理計画に毎年度受診できることが盛り込まれるよう対応してほしい。

○ 当局側から

- ・ 乳がん・子宮がん検診については、これまでも希望する職員は全て受診できており、また今年度についても、希望する全員が受診可能である。検診対象者の範囲については、予算事情等を踏まえつつ検討していきたい。

※文責は札幌開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ

平成23年5月25日

(1) 当部女性職員のVDT作業について

VDT作業に従事する職員に対し、健康の保持増進及び安全の確保に努めることは重要であると考えており、そのためには、VDT作業管理指針を遵守していくことが必要であると考えている。

VDT作業管理指針については、今後とも諸会議等の場において、職場の管理者に対する周知徹底を図り、また、職員に対しても「職員課通信」や電子掲示板等により周知し、意識の啓発を更に図っていく考えである。

(2) 当部女性職員の宿舍の入居について

宿舍への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舍の状況等を勘案の上、貸与してきたところである。

引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていきたいと考えている。

(3) 当部における庁舎の環境整備について

庁舎の環境整備について、当部としては、執務室が最適な温度・湿度に保たれるようにできる限り努め、庁舎内の分煙の徹底を図るなど、今後とも必要な環境整備に努めていきたい。

(4) 当部女性職員の検診について

職員の健康管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、各種の健康診断の実施など、職員の健康の保持増進の徹底を図っているところである。

当部の乳がん・子宮がん検診は、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年4月1日施行)に基づき実施しており、原則として同一人について2年に1回としつつも、特に希望する者については予算事情等を勘案した上で毎年度検診を実施してきているところである。

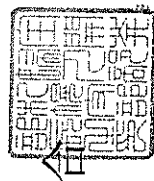
検診に限らず、健康管理に関しては、「意見箱」及びメールボックスのほか、課内会議や職場内ミーティング等の場を活用するなど、広く職員の意見を聴いた上で、必要な措置を講じていく考えである。

全開発婦人部2011年春闘統一要求書

札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 殿

2011年5月25日

全開発労働組合婦人部長 佐藤 小百



一、行政改革は行わないこと。

- 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実(国の基準を上げる)をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。
④介護保険法 ⑤医療保険制度 ⑥公的年金制度

三、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 産休代替を確保すること。
- 3 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

四、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇

- 改善 ①配偶者の産後休暇を二週間 ②産前休暇を八週間 ③多胎出産の産後休暇を一〇週間 ④結婚休暇 ⑤忌引休暇 ⑥追悼のための休暇 ⑦子どもの健診・予防接種時の休暇
- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
 - 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
 - 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

五、職場要求は誠意をもって解決すること。

札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 殿

二〇一一年五月二五日

全開発婦人部札幌支部

婦人部長 佐藤 小百合

二〇一一年春闘職場要求書

一 職場の環境整備をはかること。

1 庁舎共用部門の環境を整備すること。

- ① 職場を適温、適湿にすること。
- ② 分煙を徹底すること。
- ③ 本部庁舎に更衣室を設置すること。
- ④ 共通部分の清掃（特に執務室・トイレ）を徹底させること。

二 配置換、要員に関すること。

1 配置換については、職員の希望や事情を考慮して行うこと。

2 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があつた場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導すること。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。

三 健康安全管理計画で、健診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。